特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二の二（第十一条の二関係）

令別表第三の一の項の下欄第一号	技術部門	選択科目
	［略］	［略］
	金属部門	金属材料・生産システム
	［略］	［略］
令別表第三の三の項の下欄第六号	機械部門	熱・動力エネルギー機器
	［略］	［略］
	金属部門	金属材料・生産システム
	衛生工学部門	建築物環境衛生管理
	［略］	［略］
令別表第三の五の項の下欄第一号	［略］	［略］
令別表第三の七の項の下欄第一号	［略］	［略］
	農業部門	農業・食品
	［略］	［略］
令別表第三の九の項の下欄第二号	機械部門	加工・生産システム・産業機械 機構ダイナミクス・制御
	［略］	［略］
令別表第三の十の項の下欄第三号	化学部門	化学プロセス
	衛生工学部門	建築物環境衛生管理
	［略］	［略］

改正前

別表第二の二（第十一条の二関係）

令別表第三の一の項の下欄第一号	技術部門	選択科目
	［略］	［略］
	金属部門	非鉄冶金 鉄鋼生産システム 非鉄生産システム
	［略］	［略］
令別表第三の三の項の下欄第六号	機械部門	動力エネルギー 熱工学
	［略］	［略］
	金属部門	鉄鋼生産システム 非鉄生産システム
	衛生工学部門	大気管理
	［略］	［略］
令別表第三の五の項の下欄第一号	［略］	［略］
令別表第三の七の項の下欄第一号	［略］	［略］
	農業部門	農芸化学
	［略］	［略］
令別表第三の九の項の下欄第二号	機械部門	機械加工及び加工機 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械 機械力学・制御
	［略］	［略］
令別表第三の十の項の下欄第三号	化学部門	化学装置及び設備
	衛生工学部門	大気管理
	［略］	［略］